

[事案 24-156] 転換契約無効請求

・平成 25 年 7 月 22 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不十分により、契約内容を誤解した状態で契約転換したとして、契約転換を無効にし、転換前契約に戻すことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 12 月、定期保険特約付終身保険から医療終身保険に契約転換したが、以下の理由により、要素の錯誤による契約無効、詐欺による契約取消し、消費者契約法 4 条 2 項による取消事由に該当すると思われるため、契約転換を無効にして転換前契約に戻してほしい。

- (1) 契約転換の仕組み・デメリット・どの保障にいくら払うのか等の説明が一切なく、昼休みの 20 分で説明された。年末の終業日直前に来て、明日までに決めないと保険料が上がりると焦らされた。
- (2) 養育費として 5,000 万円程度必要と考えていたため、死亡保険金を 5,000 万円に変更したいと希望したところ、募集人から 1 種類のみ転換プランを受けた。しかし、死亡時に総額 7,000 万円支払われる内容は自分のニーズに沿っていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約転換時には、転換前契約の内容についても資料を持参して、転換後契約についての資料の横に並べた上で、保険料、保険金額、保険期間、新たな特約等を説明している。
- (2) 提案内容は、死亡保障を増やしつつも保険料は上げたくないという申立人のニーズを踏まえて作成されたモデルプランであった。
- (3) 本件は申立人の希望により始まった話であり、翌月申込みになると保険年齢が上がることから保険料が高くなってしまふ事実をお知らせしたのは無理に急がすようなことではなく、申立人も説明を聞いた上で家族と相談するとのことで持ち帰り、翌日に提案内容は変更不要との確認を受けたものである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 以下のとおり、申立人が主張する、要素の錯誤の存在も、欺もう行為の存在も、消費者契約法 4 条 2 項が規定する不利益事実の不告知のいずれも認めることはできない。

(1) 錯誤無効について

- ① 申立人の主張する錯誤の内容は、転換前契約では終身保険金額が 1,000 万円となっ

ており、転換後契約では10万円となっていること、転換後契約の保険料の内訳が分からなかったことと考えられる。

②転換契約の申込書には、保障内容の一覧表が記載され、終身保険金額や定期保険特約保険金額、保険料と、保障ごとの保険料の内訳が明記されている。よって、契約転換に際しての募集人による説明が十分なものではなかったとしても、申立人が錯誤に陥っていたと認めることはできない。仮に錯誤に陥っていたとしても、申立人には重大な過失があるので、民法95条ただし書きにより無効を主張することはできない。

(2) 詐欺による取消しについて

この点については、募集人によるどのような「欺もう行為」があったのか、申立人の主張が明確ではなく、当審査会としては判断することができない。

(3) 消費者契約法違反について

どのような事実が消費者契約法違反の要件を充足するのか、申立人の主張が明確ではなく、当審査会としては判断することができない。

2. 申立人は、様々な説明義務違反を主張しているが、説明義務違反が直ちに本契約転換（転換後契約）を無効とするものではない。

3. しかしながら、募集人による募集行為には以下のような不適切な点が存在することも否定できない。

(1) 募集人は、死亡保障を5,000万円に増額したいという申立人のニーズに対し、保障内容の見直しには、契約転換以外の方法（転換前契約の増額、新たな契約の追加）があることを説明しておらず、契約転換についても、本契約への転換以外の選択肢を提示していない。なお、募集人は、提案書の表紙は不要と考えて、表紙を外して説明しているが、表紙には契約転換制度の説明が記載されており、不適切な説明方法というしかない。

(2) 申立人は、医療保障の充実は希望していなかったにもかかわらず、本契約では、転換前契約の終身保険金額が10万円に大幅に減額され、多くの医療保障特約が付加されているなど、申立人のニーズと相当食い違う保障内容となっている。

(3) 募集人は、申立人から要望があったらプランを作り直そうと思っていたと述べているが、年末も近く、年内に申し込まなければ（保険年齢の関係から）保険料が増額となるという状況下では、申立人のニーズを踏まえ、数種類の転換プランを提示すべきであったと思われる。結果的には、申立人が急き立てられ、十分な検討をする余裕のないまま、申込みを行っている。

(4) 募集人による申立人に対する説明は、年内最終営業日に近接した慌ただしい日の昼休みに、わずかな時間（20分から30分程度）しかかけて実施されておらず、転換前契約の内容と転換後契約の内容を比較しながら十分な説明ができたとは思われない。